

船員の雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針（平成16年国土交通省告示第1181号）の全部改正について

平成24年6月
海事人材政策課

1. 背景

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。別紙において「個人情報保護法」という。）第8条の規定に基づき、国は、事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定を行うこととされ、主務大臣は、所管する事業分野ごとに個人情報保護に関する指針（以下「ガイドライン」という。）を個別に策定している。

このうち、雇用管理分野におけるガイドラインについては厚生労働大臣（船員に関するものを除く。）及び国土交通大臣（船員に関するもの）がそれぞれ作成することとなっているため、国土交通大臣は「船員の雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成16年国土交通省告示第1181号。以下「船員雇用管理指針」という。）を定めている。

しかし、各省庁の策定するガイドラインは内容が統一されていなかったため、個人情報の保護を政府として総合的かつ一体的に推進する観点から、内閣府の示す方針に沿って各ガイドラインの足並みを揃え異同を小さくすることにより、もって、個人情報保護制度を対外的にわかりやすいものにすることを目的として、平成20年7月「個人情報保護に関するガイドラインの共通化について」（個人情報保護関係省庁連絡会議申合せ。以下「申合せ」という。）がとりまとめられた。

このため、今般、船員雇用管理指針についても申合せの内容に沿った所要の改正を行うこととする。

2. 概要

別紙「船員の雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）の概要」参照

3. スケジュール（予定）

パブリックコメント：平成24年5月23日（水）～6月21日（木）

告 示：平成24年7月下旬

船員の雇用管理分野における個人情報保護に関する ガイドライン（案）の概要

第1 趣旨

本ガイドラインが個人情報保護法第8条の規定に基づき、船員の雇用管理分野に関する個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するための指針として定めたものである旨規定

第2 定義

本ガイドラインにおいて使用される用語の意義を規定

第3 適用対象者の範囲

本ガイドラインの適用対象者及び適用対象者ではないが本ガイドラインの遵守が望ましい者を規定

第4 船員雇用管理情報の利用目的に関する義務

船員雇用管理情報の取り扱いに当たっては、利用目的を可能な限り具体的に特定しなければならないこと、利用目的を変更する場合には、変更後の利用目的が変更前の利用目的から見て、社会通念上本人が想定できる範囲を超えて行ってはならない旨規定

第5 船員雇用管理情報の取得に関する義務

船員雇用管理情報の取得に当たっては適正な取得に努め、取得時には利用目的の通知又は公表を行わなければならない旨規定

第6 個人データの管理に関する義務

事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならないことや、取るべき安全管理措置、個人データの管理に従事する者及び委託先の監督を規定

第7 個人データの第三者提供に関する義務

個人データの第三者への提供に関し、第三者提供の制限に関する原則やその例外、いわゆるオプトアウトや第三者に該当しないもの、第三者提供に当たっての留意事項等を規定

第8 保有個人データの開示等に関する義務

事業者が保有する保有個人データに関する事項の公表、保有個人データの開

示、訂正、利用停止、求めと異なる措置を取る場合の理由の説明、開示等の求めに応じる手続及び手数料を規定

第9 苦情処理に関する義務

事業者は、船員雇用管理情報の取扱いに関する苦情に対し、適切かつ迅速な処理に努めなければならないことや、そのために必要な体制の整備に努めなければならない旨規定

第10 その他事業者が配慮すべき事項

事業者は、保有個人データの開示その他船員雇用管理情報の取扱いに関する重要事項を定めるときは、あらかじめ労働組合等に通知し、必要に応じて、協議を行うことが望ましいことや、当該重要事項を定めたときは、船員に周知することが望ましい旨規定

第11 法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応

事業者が取り扱う船員雇用管理情報について、法違反又は法違反のおそれが発覚した場合に実施が望まれる対処を規定

第12 勧告、命令等についての考え方

個人情報保護法第34条に基づく勧告、命令及び緊急命令については、国土交通大臣が各事業所管大臣と連携して手続を行う旨規定

第13 他の個人情報保護に関するガイドラインへの留意

船員雇用管理情報については、本ガイドラインによるほか、事業者が行う事業を所管する大臣等が策定したガイドラインその他の必要な措置に留意する旨規定

第14 ガイドラインの見直しについて

社会情勢の変化、国民の意識の変化、技術動向の変化等諸環境の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行う旨規定